

広島県告示第七百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年九月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 明清会	三原市宮浦六 丁目二番一号	宮浦クリニッ ク	三原市宮浦六 丁目二番一 三八	介護予防通 所リハビリ テーション	平成二二年 七月三一日
医療法人厚生 堂	広島市西区三 篠町一丁目一 番一二号	デイサービス センターなが さき	広島市西区打 越町一二番六 号	介護予防通 所介護	平成二二年 八月一日
医療法人社団 トリプレット	広島市佐伯区 吉見園一五番 一八号	デイサービス ヴィラ松並木	広島市佐伯区 吉見園一五番 一八号	介護予防通 所介護	平成二二年 八月三一日
株式会社アリ スジャパン	福山市沖野上 町四丁目一三 番三〇号	デイサービス 道の駅「あし だ」	福山市芦田町 福田九七九番 地	介護予防通 所介護	平成二二年 八月一五日
医療法人あす か	広島市安佐南 区緑井二丁目 二番二五号	あすか福祉用 具貸与事業所	広島市安佐南 区緑井三丁目 二〇番一 〇三号	介護予防福 祉用具貸与	平成二二年 八月三一日
社会福祉法人 仁寿会	竹原市中央三 丁目一〇番一 四号	ヘルパーステ ーションハ トフル竹原中 央	竹原市中央三 丁目一〇番一 四号	介護予防訪 問介護	平成二二年 八月三一日